

平成29年第1回

石川県議会定例会議案

(その一)

議案第 1 号

平成28年度石川県一般会計補正予算(第 3 号)

平成28年度の石川県一般会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,030,535千円を追加し、歳入歳出それぞれ614,423,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 平成28年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成29年 2 月22日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成28年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 67,114,527	千円 2,639,255	千円 69,753,782
	2 国庫補助金	33,207,790	2,639,255	35,847,045
14 諸収入		91,867,061	2,437,280	94,304,341
	6 雑収入	8,294,381	2,437,280	10,731,661
15 県債		90,782,000	954,000	91,736,000
	1 県債	90,782,000	954,000	91,736,000
歳入合計		608,392,915	6,030,535	614,423,450

議案第一号 平成二十八年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画県民費		千円 23,271,406	千円 63,300	千円 23,334,706
	2 県民文化費	3,367,880	63,300	3,431,180
4 健康福祉費		83,013,711	523,662	83,537,373
	2 子育て福祉費	12,689,378	5,854	12,695,232
	3 障害福祉費	10,502,159	517,808	11,019,967
6 商工労働費		35,287,613	2,467,828	37,755,441
	1 商工費	33,718,167	2,467,828	36,185,995
7 観光費		17,454,681	700,000	18,154,681
	1 観光戦略推進費	17,454,681	700,000	18,154,681
8 農林水産業費		39,241,257	1,478,745	40,720,002
	1 農業費	15,187,685	1,025,680	16,213,365
	2 畜産業費	1,057,932	3,640	1,061,572
	3 農地費	13,932,195	54,425	13,986,620
	4 林業費	6,814,710	20,000	6,834,710
	5 水産業費	2,248,735	375,000	2,623,735
9 土木費		71,515,964	162,000	71,677,964
	2 道路橋りょう費	39,277,291	144,000	39,421,291
	4 港湾費	3,876,714	18,000	3,894,714
11 教育費		106,801,697	635,000	107,436,697
	6 保健体育費	1,214,390	635,000	1,849,390
歳 出 合 計		608,392,915	6,030,535	614,423,450

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成28年度道路建設費	平成29年度 平成30年度	3,740,000 ^{千円}	平成29年度 平成30年度	4,140,000 ^{千円}
平成28年度農地防災事業費			平成29年度	190,000
平成28年度治山費			平成29年度	157,000

議案第一号 平成二十八年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

第3表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
観光振興費	5,131,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを要する場合は、当該後の利率)	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還若しくは繰上償還ができる。	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還若しくは繰上償還ができる。	8.5%以内(ただし、利率見直しを要する場合は、当該後の利率)	5,500,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを要する場合は、当該後の利率)	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還若しくは繰上償還ができる。	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還若しくは繰上償還ができる。	5,500,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを要する場合は、当該後の利率)	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還若しくは繰上償還ができる。	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還若しくは繰上償還ができる。	5,500,000	
道路整備費	4,356,000																	
体育施設費	233,000																	
文化振興費	31,000																	
商工振興費																		
農業総務費																		
計	90,782,000																	